

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第2回 立憲主義の基本原則 (1)

1. 憲法規範の特質

- ・ 憲法は、国会、内閣、裁判所などといった国家の機関を設置し、各機関に対して、立法権、行政権、司法権などといった国家作用を授権するとともに、公権力を規律することによって、国民の権利・自由を確保する。
- ・ 憲法は、国家権力がなしうる権能を制限的に定め、人権を保障する規定を置くことによって、国民が国家権力によって自由を不当に制限にされないようにする基礎法である。
- ・ 国法秩序は、憲法、法律、命令（政令、内閣府令・省令）という順に段階構造になっている。上位の規範は、下位の規範の正統性の根拠となり、下位の規範よりも形式的効力において勝る。そして、憲法は、国の法体系の中で最も強い形式的効力を有する最高法規であり、憲法に違反する国家行為はすべて無効である。

2. 日本国憲法の基本原則

- ・ 憲法の目的は、国家権力を制約することにより、個人を最大限に尊重できる社会をつくり、もって、各人の幸福追求を実現することにある。
- ・ 人権尊重主義（基本的人権の尊重）、国民主権主義、平和主義の3つが、日本国憲法の三大原則である。
- ・ 補助的原則として、権力分立、法治主義、法の支配などが考えられる。

3. 人権尊重主義（基本的人権の尊重）

- ・ 基本的人権ないし人権（human rights）とは、人格的生存に不可欠な権利の総体をいう。
- ・ 人権は、原則として、人間であることにより当然に有するものであり、公権力によって不当に侵害されず、性別や身分等によって区別されることはない。
- ・ 人権は、消極的権利、積極的権利、能動的権利の3つに分けられる。そのほかに、総則的な権利や複合的な性格を有する権利がある。

Quiz

Q2 近代立憲主義に関する次のアからウの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 近代立憲主義とは、成文憲法に基づいて国家運営を行おうとする思想ないし実践を意味する。それは、イギリスにおける1215年のマグナカルタによって確立された。
- イ. 1789年のフランス人権宣言は近代立憲主義の内容を簡潔に示している。それによれば、「憲法」というためには、「権力の分立」が定められていなければならない。
- ウ. 19世紀の「自由国家」と形容される時代には自由の保障が強調されていた。しかし、その自由の保障のために、違憲立法審査権を裁判所に認める国は例外的であった。